

届出保育施設立入調査結果(作成日 令和5年5月15日)

施設名	真浦幼稚園
設置者、設置者法人番号	真浦区会
立入調査実施日	令和4年3月8日

指摘事項

指摘内容	改善状況	
入所時の児童の健康診断について	児童の利用開始時健康診断を実施していないため、利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後の日までに実施し、記録を保管すること。あるいは、直接実施できない場合は、診断日が上記の健診対象期間内である健康診断書又は母子手帳の写しを提出させるなどにより、確認を行うこと。	改善済
児童の歯科健診について	児童の歯科健診を実施していなかったため、1年に1回以上歯科健康診断を実施すること。あるいは、直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、又は母子手帳の写しを提出させるなどにより、確認を行うこと。	改善済

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容	改善状況	
避難・消火訓練について	避難訓練・消火訓練が毎月実施されていない。これらの訓練については毎月1回以上実施すること。	改善済
施設及びサービスに関する内容の掲示について	施設内に掲示している施設及びサービスに関する情報について、掲示内容が不十分だった。以下の項目を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） 	改善済

サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について	サービス利用者に対する契約内容の書面交付について、記載内容が不十分だった。以下の項目を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 	改善済
利用申込書について	利用申し込みに関する書類等において、保育に係る料金が記載されていない。利用料金の使途、額、理由を明記すること。(例：保育料 月●●円 保育に係る費用、給食費 月●●円 給食やおやつに係る費用)	改善済
避難経路の確保について	2階遊戯室の非常口の前に荷物が置かれていた。避難の妨げとなるおそれがあるので、置き場所を見直すこと。	改善済
消火用具の点検について	消防用設備の点検は実施しているが、点検結果記録を残していないので、保管すること	改善済
秘密保持について	以下の措置が確認できなかったため、対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者、職員（離職含む）は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならないため、秘密保持のための措置として、職員から個人情報の保護に関する誓約書等の提出を受ける等、必要な措置を講じること。 ・他園等他の機関に子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。 	改善済
児童の健康診断について	児童の定期健康診断が年1回のみの実施であった。児童の健康状態確認のため、定期健康診断を1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、結果の記録も行うこと。なお、施設において直接実施できない場合には、保護者から健康診断書等の提出を受けても差し支えない。	改善済
感染症罹患後の再登園について	再登園にあたり、保護者の口頭申出により可能としているが、その申出に係る記録が整えられていない。「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の書面（登園届）の提出を保護者から受ける、又はその旨の記録をしておくことなど、施設内で対応方法を定めること。	改善済
保育室内の安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・棚に重量物が置いてある。落下しないように防止策を講じるか、保管場所を見直すこと。 ・小さなマグネットが使用されていた。球形の場合直径4.5cm以下、球形でない場合直径3.8cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。 ・掲示物に画びょうを利用しているが、事故防止の観点から、画びょうの落下防止対策等を講じること。 	改善済
保育所保育指針の備え付けについて	保育所保育指針を記載した書面を園に備え付け、内容の理解と職員への周知を図ること。	改善済